

◎新潟県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年9月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 町屋越後堀之内停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市堀之内字西又1193番6から 同市堀之内字西又1181番11まで	新	9.0～18.2メートル	198.2メートル
	旧	(A) 8.2～15.4メートル	199.2メートル
		(B) 8.0～16.0メートル	204.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。